

## 【新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等について】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和5年4月1日以降）の改定がなされ、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方」について、文部科学省から通知がありました。

つきましては、新学期におきましては、下記のとおり対応しますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる感染症法上の位置づけが5月8日に変更されることが予定されておりますので、これを受けて対応が変わる場合は改めてお知らせします。

### (1) マスク着用の考え方を見直しについて

- ・ 学校教育活動に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ マスクをつけたい児童生徒やマスクを着用できない児童生徒がいることから、マスクの着脱を強いることのないように対応します。
- ・ 児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないように指導します。

### (2) 学校で行う基本となる感染対策について

- ・ 「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「換気」等基本的な感染対策を継続します。
- ・ 感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、衛生管理マニュアルを参考とした上で対応します。

### (3) 家庭における感染対策について

- ・ 毎朝必ず体調を確認し、体がだるい・熱がある・のどに違和感があるなど、いつもと体調が異なる時は、家庭でゆっくり休養させてください。この場合、出席停止とします。
- ・ 児童生徒やご家族が新型コロナウイルスに「感染」したり「濃厚接触者」となったりした場合は、引き続き、速やかに学校に連絡してください。